

第 19 号議案

中野区的一般職の任期付職員の採用に関する条例

上記の議案を提出します。

平成 17 年 2 月 17 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

短時間勤務職員の任期を定めた採用、任期の特例等について定める必要がある。

中野区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項、第6条第2項並びに第7条第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、法第2条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を次の各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第3条 法第6条第2項の条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により、同条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない

場合とする。

(任期の更新)

第4条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。